

# 京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 平成21年第1回定例会会議録

平成21年2月13日 開会

平成21年2月13日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会会議録目次

### 第1号（2月13日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
議会職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
議事日程の報告.....	4
議席の指定.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	5
議案第1号～承認第1号の一括上程、説明.....	5
一般質問.....	12
議案第1号の質疑、討論、採決.....	24
議案第2号の質疑、討論、採決.....	25
議案第3号の質疑、討論、採決.....	25
議案第4号の質疑、討論、採決.....	25
議案第5号の質疑、討論、採決.....	32
議案第6号の質疑、討論、採決.....	32
議案第7号の質疑、討論、採決.....	34
議案第8号の質疑、討論、採決.....	34
承認第1号の質疑、討論、採決.....	35
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	35
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
閉会の宣告.....	41



## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年2月13日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号から承認第1号まで(広域連合長説明)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第4号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 承認第1号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 請願第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての請願書
- 日程第17 発議第1号 後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで議事日程と同じ

出席議員（29名）

1 番	せのお 直 樹 君	2 番	小 林 あきろう君
3 番	井 上 教 子 君	4 番	松 本 良 彦 君
5 番	藤 田 正 一 君	6 番	木 下 芳 信 君
7 番	平 田 研 一 君	8 番	長 野 恵津子 君
9 番	安 達 稔 君	10 番	田 中 義 雄 君
11 番	宮 園 昌 美 君	12 番	小 山 市 次 君
13 番	上 田 正 雄 君	14 番	森 川 信 隆 君
15 番	米 澤 修 司 君	16 番	松 本 聖 司 君
17 番	吉 田 繁 治 君	18 番	曾 我 千代子 君
19 番	江 下 伝 明 君	20 番	林 勉 君
21 番	古 川 昭 義 君	22 番	青 山 美 義 君
23 番	和 田 榮 雄 君	24 番	籠 島 孝 幸 君
25 番	奥 田 登 君	26 番	奥 森 由 治 君
27 番	宮 下 愿 吾 君	28 番	糸 井 満 雄 君
29 番	岡 本 勇 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	四 方 八洲男 君	副広域連合長	汐 見 明 男 君
副広域連合長	栗 山 正 隆 君	副広域連合長	久 嶋 務 君
副広域連合長	中 山 泰 君	副広域連合長	山 崎 一 樹 君
副広域連合長 (事務局長事務取扱)	山 田 昌 弘 君	会計管理者	山 本 憲 和 君
業 務 課 長	木 下 直 紀 君	総 務 課 長 担 当 課 長	畑 中 博 之 君

議会職員出席者

書 記 長	原 昭 彦	書 記	渡 辺 栄 治
-------	-------	-----	---------

開会 午後 1時30分

#### 開会の宣告

副議長（岡本 勇君） 皆様、大変ご苦労さまでございます。副議長の岡本でございます。

西協議長が、去る2月11日にご逝去されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

それでは、定刻になりましたので、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を開会致します。

#### 開議の宣告

副議長（岡本 勇君） 本日の会議を開きます。

ここでご報告を申し上げます。

京都市会選出の広域連合議会議長である西脇尚一様が、去る2月11日にご逝去されました。まことに哀悼痛切の極みであります。

それでは、黙とうをささげて、同議員のごめい福をお祈り致したいと思います。

ご起立をお願い致します。

〔起立〕

副議長（岡本 勇君） 黙とう。

〔黙とう〕

副議長（岡本 勇君） 黙とうを終わります。ご着席願います。

〔着席〕

副議長（岡本 勇君） なお、報道機関から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

それでは、報道機関の写真撮影を許可することに致します。

#### 議事日程の報告

副議長（岡本 勇君） 本日の議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

#### 議席の指定

副議長（岡本 勇君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに綾部市から木下芳信議員、宇治市から長野恵津子議員、大山崎町から江下伝明議員、宇治田原町から青山美義議員、笠置町から和田榮雄議員が広域連合議会議員に選出されております。

このたび選出された議員の方を含む議員の議席につきましては、お配りしている議席図のとおりと致します。

#### 会議録署名議員の指名

副議長（岡本 勇君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によって、上田正雄議員、籠島孝幸議員を指名致します。

#### 会期の決定

副議長（岡本 勇君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。ご異議はありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定致しました。

### 諸般の報告

副議長（岡本 勇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

お手元に定期監査の結果報告書と例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成20年度定期監査、平成20年7月から同年12月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告が議長あてにありましたので、ご報告申し上げます。

### 議案第1号～承認第1号の一括上程、説明

副議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第1号から承認第1号までの9件を一括議題と致します。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 皆さん方には、それぞれ議会が目前にございまして非常にお忙しい中を、平成21年の第1回のこの議会にご列席をいただきまして、まことにありがとうございます。

提案をさせていただく前に、一言、西脇尚一議長さんの追悼の言葉を述べさせていただきたいというふうに思っております。

岡本副議長さんからご紹介ございましたように、去る2月11日午前0時44分に、享年80歳をもって西脇先生お亡くなりになりました。今日もここへ来る前にこの議会、あるいは広域連合を代表させていただいて、私も弔問に行かせていただきました。

聞くとところによりますと、昨日のお通夜で1,500人を超えるたくさんの会葬者の方々があつた。こんなお通夜で1,500人以上というのは見たことがないというふうにおっしゃる方もございました。



人間、値打ちは棺を覆って定まるというふうなことが言われておりますけれども、まさに西脇先生もまた棺を覆って、それだけのたくさんの人々のお通夜、そして今日の葬儀でもまた2,000人、3,000人とたくさんの人々が会葬しておられるんじゃないかなというふうに思います。

その事実に、西脇先生の80年の生涯、その値打ち、価値というものが込められているというふうに私は思ひまして、改めて振り返れば、いつもこの議長席でにこやかに、そしてざっくばらんにこの議会初代議長として、その豊かな経験とそして人間性に富んだお人柄で取りまとめを行っていただいていたその姿を、今もほうふつとして浮かぶものがございます。

京都市政にありまして、10期という非常に長い間ご尽力をされましたし、そしてまた最近、選挙においても無投票。無投票ということはこの人に対抗する必要はないというぐらい、地元の皆さん方にも慕われた方だというふうに思ひまして、そういう人材を失ったということは、非常に残念であるという気持ちでいっぱいでございます。

この広域連合の初代の議長を是非お願いを致したいということで打診をさせていただいたときにも、わしみたいなものでよいかと、でも考えてみたら、もうわしも後期高齢者の一員である、そういう人間がこの議会の議長を務めるというのも、これまた意義があるかなというふうなことで快く引き受けていただきました。

そういう西脇先生、今日のご遺影の中でも非常にゆったりとして、そしてみんなに呼びかけておられるようなそんなお顔でございましたけれども、その西脇先生のご遺志を体して、政治を明るく清く正しいものにしていく、そしてまたこの後期高齢者の広域連合もまた改善、改革を加えつつ、後期高齢者の皆さん方が安心して暮らせるように、医療にかかれるように、そういう制度に更にしていくと、改めて私も誓わせていただいたわけですが、どうぞ皆さん方におかれまして、西脇先生のご功労、ご功績に心から感謝をしながら、そしてごめい福を心からお祈りを申し上げていただきたいなというふうに思っております。

そんなことで、大雑把、雑ばくな言葉でございましたけれども、西脇先生をしのばせていただきました。

それでは、お手元の議案に沿って、提案をさせていただきたいと思ひます。

議案第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について説明を致します。

1ページをお開き願ひます。

本件は、国庫補助金及び府補助金の収入見込みに伴う補正及び本年度に措置しなければな

らない経費についての補正など、歳入歳出予算の総額にそれぞれ15億4,757万7,000円を追加し、総額を28億2,687万4,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとし、3ページにその表を掲げております。

内訳としまして、まず歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、保険料軽減等の特別対策に係る国からの補助金、被扶養者であった被保険者に対する特例措置に係る国からの交付金14億8,042万円、第3款府支出金、第2項府補助金は、広域連合の運営経費に係る京都府からの補助金900万円、第5款、第1項基金繰入金は、臨時特例基金からの繰り入れ、取り崩し5,500万円、第6款諸収入、第1項預金利子は、歳計現金の運用利息188万5,000円、第2項雑入は、臨時職員に係る雇用保険料収入立て替え分2万5,000円であり、第7款繰越金、第1項繰越金124万7,000円、合わせて15億4,757万7,000円の追加でございます。

4ページをお開き願います。

次に、歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費を15億4,757万7,000円追加するものでございますが、その内訳については9ページをご参照ください。

府市町村からの派遣職員に係る負担金1,365万円及び先の特別対策に係る国からの補助金により、後期高齢者医療制度の周知・広報、被保険者に対するきめ細やかな相談体制の整備及び長寿・健康増進事業など、本広域連合における経費及び市町村が実施する事業に対する補助金に係る経費9,494万7,000円を計上し、これら国からの補助金等により、前年度繰越金が歳入超過した4,411万3,000円は、財政調整基金へ積み立てることと致しております。

また、国から交付される円滑運営臨時特例交付金は、特別対策による平成21年度の保険料軽減措置及びその周知・広報に要する経費等に充当するための基金造成を目的としたものでございますので、13億9,486万7,000円全額を臨時特例基金に積み立てることとし、そのうち20年度必要額は当該積み立て後、先に述べましたとおり、基金から取り崩し、必要経費に充てるものでございます。

以上、合わせて15億4,757万7,000円の追加でございます。

続きまして、議案第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明を致します。

11ページをお開きください。

本件は、国庫補助金の収入見込みに伴う財源組み替えでございまして、歳入歳出予算の総

額に変更はございません。歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、13ページの第1表歳入予算補正に掲げております。

補正の内容は、歳入予算の組み替えのみでございますが、特別対策に係る保険料軽減措置相当額の国庫補助金が見込まれることから、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金に9億7,273万6,000円を増額し、同額を第1款市町村支出金、第1項市町村負担金から減額するものでございます。

議案第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算について説明致します。

19ページをお開き願います。

本件は、平成21年度に広域連合の運営を行うために必要な経費など、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,560万円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、21ページにその表を掲げております。

内訳と致しまして、まず歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、事務経費に係る各市町村からの分賦金8億7,021万8,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料の不均一賦課に係る国の負担分1億4,050万8,000円、第3款府支出金、第1項府負担金は、同じく保険料不均一賦課に係る府の負担分1億4,050万8,000円、第2項府補助金は、広域連合の運営経費に係る補助金1,000万円、第4款財産収入、第1項財産運用収入は、存目1,000円、第5款繰入金、第1項基金繰入金は1,400万1,000円、第6款繰越金、第1項繰越金は、存目1,000円、第7款諸収入、第1項預金利子は、存目1,000円、第2項雑入は、広域連合職員の公舎使用料33万8,000円、雇用保険料収入2万4,000円でございます。

22ページをお開き願います。

次に、歳出予算でございますが、第1款議会費、第1項議会費は、議員の皆さん方の議員報酬等、広域連合議会の運営に要する経費142万9,000円、第2款総務費、第1項総務管理費は、平成21年度に広域連合の運営経費、すなわち派遣職員の人件費負担金、広域連合システム保守等委託料、電算機器等借上料、国保連合会への業務委託料等合わせて8億7,384万2,000円、第2項選挙費は、選挙管理委員の報酬等に係る経費6万5,000円、第3項監査委員費は、監査委員の報酬等に係る経費14万8,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費は、特別会計への保険料不均一賦課に要する経費及び事務費の繰出金2億9,311万6,000円、第4款

予備費は、前年度同様700万円でございます。

次に、議案第4号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を説明を致します。

33ページをお開き願います。

本件は、平成21年度に広域連合が行う保険給付に必要な経費など、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,597億4,398万円と定めるものであり、また一時借入金の限度額を200億円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとし、35ページにその表を掲げております。

内訳と致しまして、まず歳入予算でございますが、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金は、市町村が徴収する保険料並びに保険料の法定軽減に係る市町村の負担分及び保険給付に係る市町村の負担分452億9,444万1,000円であります。第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険給付に係る国の負担分1件80万円を超える高額な医療費に係る国の負担分で、605億1,452万4,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金、保健事業に係る補助金187億1,982万2,000円、第3款府支出金、第1項府負担金は、保険給付に係る府の負担分と1件80万円を超える高額な医療費に係る府の負担分で205億9,738万円、第2項府補助金は、保険料軽減に係る府の補助金7,865万円、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、協会管掌健康保険、国保等の医療保険者からの支援金1,118億9,017万7,000円、第5款特別高額医療費共同事業交付金、第1項特別高額医療費共同事業交付金は、1件400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、国保中央会から交付される交付金3億円、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課及び一時借入金利子、予備費に係る歳入金等2億9,311万6,000円、第2項基金繰入金は、臨時特例基金からの繰入金13億2,586万7,000円、第7款繰越金、第1項繰越金7億3,000万円、第8款諸収入、第1項は預金利子で存目1,000円、第2項雑入は、第三者納付金返納金で存目2,000円でございます。

36ページをお開き願います。

次に、歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費は、医療費のうち療養給付費やレセプトの審査等に係る経費2,482億3,634万7,000円、第2項高額療養諸費は、自己負担限度額を超える医療費の払い戻し分に係る経費98億7,967万2,000円、第3項その他医療給付費は、葬祭費として1件当たり5万円を給付する経費8億4,940万円、第2款府財政安定化基金拠出金は、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るために府に設置されてい

る基金への拠出金 1 億4,424万円、第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金、第 1 項特別高額医療費共同事業拠出金は、1 件400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、各広域連合が掛金として拠出する特別高額医療費共同事業拠出金とその事務費に係る経費 3 億100万円、第 4 款保健事業費、第 1 項健康保持増進事業費は、市町村が実施する健康診査に対して補助金を交付するもので、2 億7,222万1,000円、第 5 款公債費、第 1 項公債費は、一時借入れを行った際の利子として1,000万円、第 6 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金は、過年度保険料還付金5,000万円、還付加算金10万円、第 7 款予備費、第 1 項予備費は100万円でございます。

次に、議案第 5 号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明致します。

47ページをお開きください。

今回の改正は、平成19年 5 月23日に交付された統計法の施行及び統計報告調整法の廃止に伴い、本広域連合の個人情報保護条例において引用する統計法の条項等が変更されるため、規定を整備しようとするものであります。

施行の期日は、改正された統計法の施行日と同日の平成21年 4 月 1 日と致しております。

次に、議案第 6 号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を致します。

51ページをお開きください。

平成21年 4 月から国家公務員の 1 週間当たりの勤務時間が、40時間から38時間45分に改定されることに伴い、これに準じて広域連合職員の勤務時間等を改定するものであります。

職員の 1 週間当たりの勤務時間を40時間から38時間45分に、1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間45分に、休憩時間を45分から 1 時間にそれぞれ改定するものであります。

施行の時期は、平成21年 4 月 1 日と致しております。

なお、始業の時刻、終業の時刻には変更はございません。開庁時間についても従来どおりであります。

今後とも公務の能率を更にアップするために努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、議案第 7 号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について説明を致します。

55ページをお開きください。

一部改正条例第1条による改正は、国から新たに交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を本基金に積み立てすることができるようにするとともに、本基金を高齢者医療制度の周知・広報及びきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行うための財源に充てることができるようにするものであります。

併せて、本基金の設置期限を平成23年3月31日まで延長するもので、これらの措置は公布の日から実施することと致しております。

一部改正条例第2条による改正は、本基金を平成21年度における保険料の軽減措置を行うための財源に充てることができるようにするものであり、平成21年4月1日から実施することと致しております。

次に、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を致します。

59ページをお開きください。

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、平成20年6月12日の政府決定及び同年8月29日の安心実現のための総合対策を踏まえ、保険料の軽減措置を講じようとするものであり、具体的には、所得の低い被保険者を対象とした保険料の軽減措置として、被保険者均等割額を7割軽減される世帯に属する方のうち、後期高齢者医療の被保険者全員が年金収入80万円以下である場合は、被保険者均等割額を9割軽減するとともに、所得割を負担する被保険者のうち基礎控除後の総所得金額が58万円以下である方については、所得割額を5割軽減するものであります。

また、被用者保険の被扶養者であった被保険者につきましては、平成20年度に引き続き平成21年度においても、被保険者均等割額を9割軽減するものであります。

次に、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）について説明を致します。

63ページをお開きください。

平成20年6月に地方議員の位置付けの明確化を図る観点から、地方自治法の一部が改正され、地方議員の議員報酬、費用弁償等に関する規定が整備されたため、それらの趣旨を踏まえ、広域連合議会議員の皆様の議員報酬の支給に関する規定等を整備したものであります。

施行は、公布日である平成20年10月28日からであり、平成20年9月1日以降の期間に係るものについて適用することと致しております。

以上をもちまして、議案に係る提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審

議のうえ、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

#### 一般質問

副議長（岡本 勇君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

奥田議員。

〔25番 奥田 登君登壇〕

25番（奥田 登君） 精華町議会議員、奥田でございます。

私は、自民党を支持しております地方議員でありますので、体制側に立ちまして物を考え、行動をしなければならないのでありますが、本制度に最初から疑問を持っております。かつ1,300万人の後期高齢者の代弁者としての責任の方が重いということから、ずっと反対の質問をしまいつております。

これで3回目になりますが、当初私自身、どうかと思っておりますが、どうぞお許しをいただきたいと思えます。

一月ぐらい前に、皆さん方もご承知だと思いますが、この法律に対する世論調査が行われまして、その結果が新聞で公表されました。法律に対する世論調査が出るということは非常に珍しいわけでありまして、その結果は、この法律は廃止すべしというのが46.6パーセントでありました。次いで、この法律は見直すべしというのが39.5パーセントでありました。このままでよろしいというのが11.1パーセントでありました。

非常にこの法律についての世論調査が行われること自体珍しいうえに、このような数字が出るということもまた大変珍しいことである。11.1パーセントしかこの法律を支持していない。これを我々議会とそれから広域連合側で、いろいろと押し合いをせないかんわけでありまして、大変広域連合側の皆さんもお役目ご苦労さんだと思います。かつまた、我々議員も11.1パーセントしかいない法律に対しまして、連合長に対しましてうじうじ、がりがり言わなきゃならんということもまた大変かいのない話でございます。早い時期に、広域連合側も議員側も早く楽になりたいなという思いでいっぱいでございます。

この制度に対して反対を言いますと、政府は代案を示しなさいということを行います。これもまたもっともなことではございますが、まだ反対した側からの具体的な代案というのは、具体的には出ておりませんが、せん越ながら私の個人の代案を申し上げてみたいと思

うんです。

この制度が何でもめておるのか、何でこんなもめるんだらうということを手繰っていきますと、最後はやっぱり、後期高齢者と現役世代の負担が重過ぎるといところに行き着きます。それが証拠に、後期高齢者の10パーセント負担が重過ぎますのでと言いましたら、政府はどんどん手直しをしまして今は保険料を下げております。これは、おおむね国保ぐらい、中には国保よりちょっと安いぐらいに下げてる分がございまして、大体どれぐらい下げてるのかなと概算してみますと、21年度には1,500億円の補正予算を組みましたので、これから更に下がっておりますので2,000億円ぐらい下げてるんだらうなとしますと、これは8パーセントになるわけであります。

私の大変せん越ながら代案といいますのは、10対40対50という持ち分比率、これを8対37対54というふうに逡減をし、それから公の負担を逡増すべきであるということであります。逡というの逡信省の逡と同じで、順次下げていく、順次上げていくということございませす。

今後更に高齢者の医療費が膨らんだ場合には、これを7対37対56というふうに逡減、逡増をしないことにはこの問題は解決しないだらう。今、政府は、後期高齢者の10パーセント、1兆円分につきまして、約2,000億円ぐらいまで手当てしておりますので、今、後期高齢者の方はやや静まっておりますが、この措置は飽くまでも暫定でありまして、20年度及び21年度の措置であります。後はどうなるかはこれまたわかりませせん。

40パーセント担当分、これは現役世代であります。このものにつきましては、そういった負担緩和の措置は現在、政府は執っておりませせんので、非常に現役世代が困っております。現役世代は、この法律によって一遍に60パーセントの負担増加になります。今まで1万円であったものが1万6,000円の負担になった。これに現役世代の健保は悲鳴を上げまして、たくさんの健保が解散しております。これもご承知のとおりでございます。西濃運輸5万7,000人、京樽、名古屋市健保というようなものがどんどん解散致しましておるわけでありませす。

現役世代の健保の90パーセントが赤字に転落してしまっております。こういう状態でありませすので、やっぱりこれは40パーセント部分にも無理があるなという処分でございますので、私は10を8にとりあえずするべし。40をとりあえず38にするべし、そして50を54にするならば、当面この問題は解決するだらう。

50を54にするということは、4,000億円公が負担増になります。では、公がその4,000億円



をどうしたらいいのかな。そう簡単に右から左に4,000億円が出るわけじゃありませんので、俗に言われております埋蔵金を充てるのもよし、あるいは公務員制度改革等行政経費の削減をして生み出すのもよし。ですが、いずれも当座のつなぎにしかならないだろう。将来にわたっての安定した財源は、消費税しかないだろうとのことは前々から私が申し上げておるわけであります。消費税のことを言いますと国民は嫌いますけれども、国民も無理を言うちゃいかんと思います。高福祉を望むならば高負担であります。高福祉低負担はないのであります。

今、現役世代の負担が重くなりましたので、後期高齢者を疎んずる、厄介者視する風潮が起こっております。これは大変無念なことであります。残念なことであります。一生懸命働いて、やれやれと思って老後が来たときには現役世代から疎まれる、厄介者視されるでは、これはかわいそうであります。

昔から言いました高齢者を敬う、高齢者を助けるという是非とも我が国の美しい人間関係を作らなければならない。壊れてきたのは何であるか、これは一にかかってこの法律のもちろん負担が高齢者にも重かった、現役世代にも重かったことによるものであります。

東京都の西多摩に日の出町という町がありまして、1万6,000人ぐらいの人の小さい町であります。ここがこの4月から高齢者の医療費全面無料に踏み切ります。私は、この高齢者の医療費を全面無料にしてくれと言うんじゃない。

無料で踏み切ります。そうしますと、やっぱり文句を言ってくる人がおる。何で高齢者ばかり助けて我々の負担を重くするんだと言って文句を言ってくる。そのときに町長は、あなたの保険料に負担はかけません、別途財源は確保してございます、高齢者を助けることはみんなが幸せになることです、こう言って説得をしておるのであります。私はこれだと思わんです。

高齢者を疎んずるということは、代々全部これ同じ道を通りますので……

〔「簡潔にやってもうて」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） 簡潔にお願いします。

25番（奥田 登君） 自ら疎んじられることになるわけであります。高齢者を助けることは、みんなが幸せになることです。ということで、日の出町の町長は説得しておるのであります。是非このことを広域連合長以下事務局の方もひとつ服ようしていただきたいのと、このように思うわけであります。

今、政府から大型バス構想というのが見えてまいりました。何かと言いますと、市町村で

やっております健康保険も府で管理しよう。そのときには後期高齢者も一緒にやろうという構想が出てまいっておりますけれども、これは現在の方式よりは数段私は進んでおると思いますけれども、いずれにしましてもやはり金が要るわけであります。金の手当てを真剣に考えない限り、この問題の解決はないものと思っております。

いろいろそんなことを考えますと、このままでは我が国は先行き心配だなということから、この問題を持ち出しました。全部これは連合長でお答えできないことばかりでございますけれども、ひとつ厚生労働大臣に代わって所見をお聞きしたいと思えます。

以上でございます。

副議長（岡本 勇君） 広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 奥田議員のご質問にお答えを致します。

ご質問というよりも意見開陳であったとは思いますが、所見をとということでございます。舛添厚生労働大臣に成り代わってお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、これはもう今まで再三この場でのやりとりがございました。ご存知のように、12年間党派を超えてこの従来の老人保健特別会計、これがとてももたなくなった、それが国民健康保険の財政に非常に大きな危機的な状況を呈してきた。

といいますのは、今から45年前、私が就職をした年でございますけれども、その年の100歳以上の人口は日本でわずか153人です。ところが、45年たった現在、100歳以上は3万6,000人ですよ。これから後10年、20年たったら50万人、100万人という時代が来るでしょう。それは非常にすばらしいことです。すばらしいことですが、同時に、75歳以上になったときに、どうしても1つや2つの持病を持つということがこれが現実にあるわけです。

今、人口の10パーセントを75歳以上が占めておられます。その皆さん方の医療費が、全体の国民医療費の30パーセントを占めているという現実があります。そういう現実をどう乗り越えていったらいいだろう、幸せな老後を送っていただくためにどうしたらいいだろう、そのための研究を10年間続けてきたその結果として、今回の後期高齢者の医療制度というものができました。

名前が悪いとか何とかというのはありますけれども、この後期高齢者、後期、前期というのも老人保健特別会計のときに既にもうでき上がっていた名称ですよ。たまたまそれが皆さんご存じなかったらと浮かび上がった途端に、これ何じゃというふうになったわけでございますけれども、そうした過程を経てこの現制度はつくられた。

共産党は、この従来の老人保健特別会計で結構ですと、改めなくていいですよということをしきりにおっしゃっておりました。しかし、それがパンクするのにどうするんだと言うたら、それに対する解決法は何ら示されておらなかった。そういう経過を経てつくられたということを我々は十分認識をして掛からなくてはならない。

だれが厚生労働大臣になろうと、だれが広域連合の連合長になろうと、この目の前のこのどんどん膨らんでいくこの医療費をだれが負担するんだ、どうやって負担するんだ、その問題を解決することなくて老後の安心・安全というのはいないわけでございまして、そういう観点でこの制度はつくられたということを、改めてご認識を賜りたいというふうに思っております。

そして、何よりも皆さん方にご説明したいのは、この広域連合の議会というのは、それぞれの市町村の議会でこれをつくるべしという規約がそれぞれ議決をされて、そのうえにこの広域連合議会というのが成り立っている、こういう事実です。

ですから、奥田先生の個人的な様々なご意見はありましよう。ありましようけれども、少なくとも精華町の町議会では、この規約について賛否はあったかもわかりませんが、賛成多数で議決されているわけですね。その結果としてこの広域連合の議会、あるいは広域連合の制度、組織というものができたんだと、そのことを是非ご認識を賜りたい。

したがって、ルールは既にでき上がっておるんですね。そのうえを我々は走ろうとしている。走りながら改善すべきものは改善する、改革すべきものは改革するということで、今まで政府にもどンドン物を申しながらやってきた、これが実情であるということを是非ご認識を賜りたいなというふうに思っております。

世論調査の結果云々ということがございました。確かにこの制度はどうしてできたのか、そして将来どういうふうにしていくべきなのか。特に負担ということがありますよね。どんどん膨らんでいくこの医療費の負担をどうするのか。負担の方法というのは、おっしゃったように、保険料とそして税金とこの2つしかないわけですね。だから、保険料を安くすると当然、税金の部分は上げなくてはならない。しょせんは国民が負担することです。特に現役世代が負担することです。

ですから、そんなに口角泡を飛ばしながら賛否両論相対決しながら、わあわあ言うことではない。いわんや、この制度は、年寄り死ねということや、うば捨て山へ行けと言われとんのやというふうなことを、センセーショナルなことをお年寄りのまくらもと、耳もとで大きな声で言うたら、だれだって内容を知らんかったら、そんなことだれが言うたんやと言う

て怒るでしょう。

そういうセンセーショナルなことでこの問題を、この政策を立案することではないんですよ。もっともっと冷静に、すべての人がほっといても年寄りになるわけです。私だってあと5年たったら後期高齢者でございます。皆の問題です。

ですから、このことを政争の具にするということ自体が、私は根本的に間違っている、私はそうずっと一貫してこの場でも皆さん方に訴えてまいりました。

世論調査の結果は、だからそういう実情、将来の方向、そういうものを十分に酌んでもらったうえで、そして判断していただいた結果かどうかということは、いささかこれは厚労省の説明不足、あるいは広域連合の説明不足ということも手伝っておるんでしょう。その点はあると思います。

更に、20代の方は、後期高齢者医療制度をどう思うかってそんなのわからんと、今は関心ないと、あるいはみんなが反対と言っておるから反対やというふうな軽い気持ちでしょう。そうじゃなくて、やっぱり70歳代、あるいは60歳代の皆さん方になったらどうだろうというふうなことが、当然、世論調査を一般的にやることとはまた別の次元の問題があると思うんです。

ですから、余りそのことに触れられるようなことではなくて、我々のこの制度は、飽くまで後期高齢者、病気にかかりやすい世代に入ったときに、その医療を安全・安心にちゃんと保障していく、そして窓口の負担も変わらない、医療の内容ももちろん変わらない、そういうものをつくっていくためにどうすべきか。だから、要らない無駄なもちろんお金はこっちの方に回す、当たり前のことです。

ですから、思いは一緒だと思います。その点で、奥田先生も当初はこの保険制度そのものをもうなくせやというふうなことでしたが、今話を聞いてみますと、負担割合をもうちょっと考えやという極めて現実的なお考えであろうと思います。私は、その考え、その税金の負担が十分にできるならば、そういう方向をどんどん目指すべきだと、そういう社会保障制度の更に整った社会にしていくべきだ、これは当たり前のことでございます。

ただ、負担しなけりゃならないのは、みんなが負担せにゃいかんのだと、そのことだけは一方で考えておかないと、何かサウジアラビアの王様みたいにオイルがどんどん出て、もうちょっとくみ上げやというふうな形で済むんだったらいいけれども、我々日本には資源がない。だから、汗をかいて物を造って輸出して、そして税金をいただいて、その中で分け合うというふうなシステムになっているわけですから、その点もどうぞ改めて、私の意見にもな

りますけれども、ご認識を賜ればありがたいなというふうに思っております。

そんなことで、私も意見で終わりましたけれども、答弁に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

副議長（岡本 勇君） 奥田議員。

奥田議員にちょっと申し上げておきます。あと持ち時間というか時間が余りありませんので、要領よく簡潔にお願い致します。

〔 25番 奥田 登君登壇 〕

25番（奥田 登君） 丁寧に回答をいただきまして、ありがとうございました。

今、政府は、この制度の見直しを1年かけてやると言っておりますけれども、これをなるべく早く出す必要があるだろうと。殊に選挙前に出さないで政府としても意味がないんじゃないか、このことを最後に、これは連合長を通じて届けていただければなと思ひまして申し上げます。

ありがとうございました。

副議長（岡本 勇君） 今のは何でしたか、質問、要望。

25番（奥田 登君） 要望。

副議長（岡本 勇君） 次に、曾我議員。

〔 18番 曾我千代子君登壇 〕

18番（曾我千代子君） 木津川市議員の曾我千代子でございます。通告書に従いまして、1点一般質問をさせていただきます。

今、連合長からのお話がありましたけれども、まず、後期高齢者医療広域連合のあり方としまして、医療費の削減を基本としない考え方で運営をお願いしたいと提言をしたいと思っています。

私は、この議会に参加させていただいてから、一貫して高齢者を別枠にすること、そしてすべての高齢者から保険料を徴収するあり方に反対を唱えてまいりました。しかし、胸の内どこかで、こういう状況も仕方がないのかもしれないという先ほど連合長のお話がありましたけれども、そういう迷いがあったことも事実です。

ところが先日、本田宏先生の講演を聞く機会に恵まれました。そして、そんな不安は吹っ飛びました。とても感動致しましたので、「医療崩壊はこうすれば防げる」という本を買ってまいりました。

その本を読みますと、我が国の医療費は決して高過ぎない。医療費はアメリカに次いで2

位だと言われているが、人口を考慮して割り戻せば、世界の医療費の比較では順位がずっと下がってしまうというのです。また、医療費は、公共工事費の半額にもなっていないというのです。私たちは、今の時代の福祉切り捨て、医療費切り捨て論に乗せられているだけなんだと気がつきました。私たちは、医療費高騰亡国論の見直しを図っていくべきだというふうに考えました。そして、こういう見直しを進める活動を広域連合としても要請していくべきであると考えています。

高齢者を優遇すると若者が苦勞するという発言がこの議会でもかつてありました。本当にそうでしょうか。そういう形で世代闘争をあおることこそが問題であると思います。

若いときは苦勞しても、いずれ自分も高齢になったときに大事にしてもらえる、それがわかれば夢を持って生きていけるはずです。それが、高齢になったら不要になるというふうに言われてしまったら、夢を持って生きていけないのも現実ではないでしょうか。

そういう意味からしますと、私たちはもっともっと人間を大事にする、そういう観点で政治を進めていかなければいけないんじゃないでしょうか。まず、分配論の問題があるかというふうに思っています。

今のいろんなことの問題点で、そのことを言うと時間がなくなりますので割愛をさせていただきますけれども、私たちここに座っている議員それぞれが、人間を大事にするという、そういう考え方でいろんなことに取り組んでいかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

また、高齢者を抱えるこの後期広域連合議会では、今の福祉や医療などの現状の矛盾も見えやすい組織であろうかと思えます。今後、様々な医療改革についての提言も広域連合として取り組んでいただきたいと思えます。

この組織があるからこそ高齢者が安心して生きられる、若い者が夢を持って仕事に励める、そういう組織にしていくべきではないんでしょうか。

私は、以前に連合長に質問致しました。広域連合として国への意見具申や提言する場の設定はどうなっていますかと言ったら、それについては是非活動していきたいというふうにおっしゃってくださいました。そのことにつきましては、今現在、現実に実現しつつあるのかどうかお尋ねしたいと思えます。

以上です。

副議長（岡本 勇君） 広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 曾我議員のご質問にお答えを致します。

まず、第1点目の医療費亡国論ですか、そのことがおかしいということでしょうか、日本ではまず国民皆保険ですよ。国民皆保険の国って案外少ないんですよ。

アメリカでも、あれだけ豊かなアメリカであっても、いわゆる公的な保険制度というのは皆保険になっていないんですよ。民間の保険です。ですから、医療費というのはどうしても高くなりますよ。これ高くなりますよ。これは当然、自由営業になりますから、お医者さんのサイドもやっぱり元気なうちに、取れるうちにたくさん取っておかな自分自身が病気になるかもわからんということがありますよね。そういうふうなこともあったりして、アメリカにおいては確かにGDPの15パーセントぐらいいっています。

ところが、社会保障制度が伝統的に行き届いているイギリスと日本とを比べると、大体同じなんです、GDP 8パーセント、8.数パーセントぐらいですね。ですから、それ制度というものを一方で見ると、これ大事ですね。

それから、もう一つは、私は保健予防だと思います。日本は、私はこれだけ長寿大国を実現し得ているのは、やっぱり皆保険制度とそれから保健予防の事業、健診制度ですね、各種の健診制度、どんどん増えていっていますよね、公的な制度が。それから各保険者からの人間ドックを含めて様々なそうした保健予防事業、そうしたものの展開が結果的に医療費を下げているということになるかもわかりません。

しかし、医療費をそんなようけ使ったら困ると、あんなやめとけというふうなことではないですね。私が今日提案をさせていただいたように、高額な医療費、400万を超えるもの等については、ちゃんとしたセーフティーが張られているじゃないですか。ですから、この前も500万ぐらい掛かったと、自分の手術がですね。もうこれは大変だと思ったら200万ぐらい何とか、300万を用意したけれどもそれを要らなかったと喜んでおられる方がございましたよね。

ですから、そういう点では、日本の中で医療を切ってしまう、おまえやめとけよ、もう病院へ行くな、早う死ねというふうなことは一切ないですよ。ないです。そんなことがあったら大変でしょう。

ですから、そういう保健予防とそして国民皆保険、この2つの制度は日本のやっぱり特筆的な制度である。だからこそ医療費が少なく済んでおるんだと。それを、更に75歳以上になつたらなおさら、みんなして心がけてもらって、寝たきりにならないようにする努力をみんなで行うんじゃないかというのがこの趣旨だと思います。

だから、老人保健特別会計というのは昔からあったんですよね、75歳以上の。何も新しいものじゃないんですよ。まだその認識が、私らでもこういうことにタッチしていなかったら、そんなもの急にできたものかのように思いますよね。

あるいはまた、先ほどちょっとおっしゃいましたが、国保の関係でいえば、京都市の75歳以上の国保に入っておられた方々は、新しいこの制度の中でほぼ全員、保険料はどんと下がっておるんですよ。綾部市みたいに府下で一番安い国保の保険料のところでも、7,000人のうち5,000人が下がっているんですよ。それを元に戻せということは、もう一遍上げますよということです。宇治市なんかでもそうですよ。全員下がっていますよ、国保の人。

ですから、そういうこともあわせてPRしながらやらないと、一方だけ取り上げてわあわあ言う、そういうバランスの欠いた議論をしたら、お年寄りの人をいたずらに不安に追い込む、そんなことをやったらほんまに不孝者ですよ。親不孝ですよ。私はそう思う。

ですから、あんまりこの問題をセンセーショナルに取り上げるのはいかなものかなということを、終始私は訴えてまいりました。

2つ目は、この前、こういうご意見、あるいは改善、改革の意見も含めて、国の方に対して広域連合として伝える、そういうあれをするべきだということでございました。

早速その呼びかけを私の方からさせていただきまして、去る2月2日の日に京都で、とりあえず近畿6府県の連合長会議というものを開催させていただきました。そして、そこでは戸井田厚生労働政務官とそれから吉岡課長、このお2人にお越しいただきまして、その6府県の代表の皆さん方と一緒にざっくばらんな協議を致しました。

その中で、おおよそ皆さん方の全体の共通の認識は、この制度を堅持しながら、そしてなおかつ、できれば後期高齢者の皆さん方の負担を更に少なくする方法、ということは新たな税の投入等々を含めて、直すべきところは直しながらやらねばならないけれども、この制度を堅持するということについては、それは必要だということが一つ。

更にはまた、そうした意見を直接厚生労働大臣やあるいは担当局長との間で、大いにまだまだ制度出発から間がないわけですから、議論を闘わせるために、全国の広域連合の連合長会議を是非開催すべきである等々の、そういう大まかな確認を行いました。

ですから、また追っ付け全国の連合長会議等々が開かれる機会があるかと思いますが、そのときには先ほどの奥田先生の話、あるいは曾我先生のお話なども紹介しながら、また話していこうというふうに思いますけれども、何せともかくこれを政争の具にするというのは間違いであると私はそう思うんで、だからこそこれがいかんと言うんだったら対案をきちっ



と出して、そして話し合いをし、あるいは議決をするという、そういう手続をきちっと踏んでいって、一たん決まったら、ルールに乗ったら、やっぱりみんなしていいものにしようという前向きな努力を私はしていかないかんというふうに思っておる次第でございます。

以上です。

副議長（岡本 勇君） 曾我議員。

〔 18番 曾我千代子君登壇 〕

18番（曾我千代子君） ありがとうございます。

まず、最後の方の連合長として国に意見を言う場というのは、ますます頑張ってくださいたいというふうに思います。

それと、私は無所属ですからどこの政党にも入っておりませんので、このことを政争の具にする考えはさらさらございません。

しかし、何を危惧しているかと言いますと、医療の受けられる格差、皆保険制度というふうにおっしゃいました。確かに皆保険制度なんですけど、これは表向いては皆保険制度でありながら、実際には健康保険を受けられない難民を生み出すんじゃないかという不安があるんですね。

だれからも全部お金が要るわけですから。安い、高いじゃなくて、非常に年金の少ない人からも、保険代を払わなかったら、これは後の請願やら決議に出てくるかというふうに思うんですが、結局は医療を受けられない難民を生み出してしまうということになるかというふうに思います。だから、見えない形でそんなことにならないようにというのが、私の一番の思いであります。

それと、今、テレビを見ておりますと、民間の保険会社が気持ち悪いぐらいたくさん宣伝しています。結局お金のある人は、今のこの制度に不安を持って、逆にそういうところに走り込んで保険料をかける。ですから、そういう意味では、お金のある老後とお金のない人の老後がどんどん格差ができるんじゃないか、そのことを不安にして、私はこの制度が問題だというふうに理解をしているわけです。そのことについてもう少しお話をしてほしいと思います。

それで、私はそういうことがないように、この後期高齢者医療の広域連合が活動して下さることを願ってやみません。うちの議会はこの5月で改選ですので、多分ここに来れることは非常にもう望み薄なものですから、最後の議会になるかと思いましたが、最後まで頑張らせていただきました。

副議長（岡本 勇君） 広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） そういう考え方を改善事項として取り上げて、我々も主張しました。全国からもそういう声があった。国会議員も言ったでしょう。そういう中で、先ほど来、提案をさせていただきましたように、低所得者の方々に対する軽減策というものもかなり具体的に展開してきております。

しかし、やっぱり日本の社会というのは一方で、経済的な暮らしの面からいっても、例えば生活保護費ということだけ考えても、セーフティーネットというのは張られているんですよ。あるいは、どうしてもといったら駆け込んでもらったら、そしたら一定の何らかの給付ができるような、そういう社会保障制度というのは、私は随分日本というのは確立されていると思いますよ。

そういうことをやらないで、あるいはそういうことでもらったお金をちゃんとした管理をしないでというふうなこともあるでしょう。そういう生活のやり方、経済の立て方、そういうことについてもやっぱりしっかり相談に乗り、そしてアドバイスしていくという、そういうきめの細やかなサービスを、やっぱり公共の自治体はやらねばならんと私は思いますけれども、しかし、日本において本当に病気になって働くことができない、どうしようもないというふうな場合、これは入院していただいた医療費というのはきちっと補てんするだけの体制ができていないじゃないですか。

だから、もっともっとというこれは期待はございますよ。だから、財源をちゃんと手当てをする、保険料も出せる人からはしっかり取っていくというふうなことを、制度を通じてお互いに助け合って相互扶助していくという、そういう方向性はもう今までからずっと一貫してとられているわけですから、それを拡大するということはもちろん必要です。必要ですけども、現実にはやっぱり、現実の行政というものは、そんなに甘いものではございません。そんな夢みたいなものがぱっと出てくるんだったら、だれだってかわってもろうたらええと思います。そんな甘いものじゃないんですよ。借金ばかりしてそういうことをやっていたってよいことではないわけなんで。

ですから、そういう方向性だけは日本の今までたどってきた方向性は、そんなに卑下したものじゃないと私は思いますよ。格差だってそんなこれぐらいの格差だったら、世界的に見ても少ない方だと思いますよ。ある意味で社会主義的な格差ですよ。中国は社会主義を標榜していますけれども、ものすごい格差じゃないですか。

だから、私はそういう点では、日本の社会の場合、やっぱり修正資本主義的な考え方を取り入れた、ある意味でバランスのとれた社会構成になりつつあるなど。だから、それを更に進めるといことは大いに賛成でございます。

ですから、そうした弱い皆さん方のセーフティーを更に張っていくということ、これは当然考えにやいかんけれども、その弱い人もやっぱりそのところだけでとどまるんじゃなくて、やっぱり自立しようという、そういう意思を持っていただいて、それを我々が応援するという、そういう社会も一方では目指さなくてはならないんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

副議長（岡本 勇君） 以上で一般質問を終結致します。

ここで、3時丁度まで暫時休憩と致します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時00分

副議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議案第1号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 次に、日程第7、議案第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員でございます。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第2号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第3号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算を表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第4号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第10、議案第4号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

せのお議員。

〔1番 せのお直樹君登壇〕

1番（せのお直樹君） 京都市のせのおです。

議案第4号 平成21年度後期高齢者医療特別会計予算に関して質疑を行います。

私は、この議会でも繰り返し述べておりますように、後期高齢者医療制度につきましては、高齢者に差別医療を持ち込む制度として廃止をすべきと考えております。先ほどの一般会計予算案に反対したのもそのためです。

一方、制度が存続する限りにおきましては、京都府広域連合として被保険者の負担の軽減やサービスの向上で、高齢者の医療を受ける権利を守るために手だてを尽くさなくてはなりません。

3点について質問致します。

1点目は、京都府の補助金についてです。

来年度予算案で示されている府補助金の額は7,865万円、これは今年度と同額です。被保険者1人当たりでは230円です。後期高齢者医療制度は、被保険者に係る医療費総額の1割を保険料で賄うということになっておりますから、独自に保険料を下げるための府補助金の役割は大変重要です。

保険料は、2年に一度改定されることになっており、高齢者の医療費は今後増えますから、保険料は必ず値上げされることとなります。したがって、府の補助金の持つ役割は一層重要になってきます。

そこでお尋ねを致します。

府補助金は今年度と同額ですが、広域連合として府に対してどのような働きかけをされてきたのでしょうか。

被保険者の負担を軽減するため増額への努力を一層すべきと考えますが、いかがですか。

2点目は、給付の対象から外された人間ドックについてです。

京都市国保でいえば男性で1万1,700円、女性は乳がん視触診、子宮細胞検診検査を含めて1万3,000円で受けられるのが、75歳以上の方は通常料金ですから4万円ぐらいはかかるということになります。75歳になった途端に3倍、4倍の負担にはね上がるのですから、後

期高齢者医療制度になってサービスが落ちたいわば典型的な例だと思います。

75歳になったら人間ドックなど意味がないと言われていたようで悲しくなる、これは実際にお聞きした生の声です。こういった点にしっかりと京都府広域連合としての独自性を発揮して、制度の不備をカバーしていかなくてはならないと思います。

自治体独自に負担を軽くする努力をされているところもあるようですが、現在、府下の自治体ではどこが負担軽減策をとっておられるのでしょうか。

昨年8月、第2回定例会の際に、私の質問に対して、今後とも他の広域連合の実施状況を勘案しながら、引き続き研究したいと考えていると答弁をされています。

この際、京都府広域連合として、人間ドックが実施できるように早急に検討すべきだと思いますがいかがですか、お答えください。

3点目は、資格証明書の発行に係る問題です。

資格証明書の発行が事実上、医療を受ける権利を被保険者から奪うことになるのは明らかです。この点については、昨年8月の第2回定例会でも述べました。全国保険医団体連合会の調査でも、2005年の京都府における資格証明書を発行された被保険者の受診率は、一般被保険者の200分の1にすぎないのですから、これは論を待ちません。

昨年7月から保険料が徴収されましたから、今年の6月で1年になります。滞納された方に対してどういった対応がなされるのか、京都府広域連合の取組に多くの関係者が注目をしております。

保険証1枚で安心して医者にかかれるようにして欲しい、そういう市民要求と運動が大きく広がる中で、国民健康保険における資格証明書の発行については、この間、大変大きく変化をしてきております。広島市では、悪質な滞納者のみに極めて限定的に発行するというふうに考え方を改めまして、発行数をゼロにして、また合併で誕生しましたさいたま市もほとんど資格証明書を発行しない。地方自治体が、市民の医療を受ける権利を保障する立場に向かいつつある、向かうという貴重な流れが生み出されてきております。

また、国におきましても、ご存じのように、保険証の取り上げのもっとも深刻な矛盾として、子供の無保険の問題が大変大きな問題になりました。厚生労働省は初めて全国調査を実施しまして、昨年10月に無保険の子供が3万3,000人に上ることが判明を致しました。そして保険証が取り上げられた世帯のうち、中学生以下の子供を救済する改正国保法が昨年12月に全会一致で可決・成立をして、今年4月から施行される運びとなっております。

滞納世帯であっても、中学生以下の子供には6箇月間有効な短期保険証を一律に交付する

というものです。

また、国民健康保険料が払えず保険証を取り上げられた世帯について、医療の必要が生じ世帯主が市町村の窓口で医療機関への医療費の一時払いが困難だと申し出た場合は、短期保険証を発行するという事も決まりました。これは、日本共産党の小池晃参議院議員が1月4日に提出した質問趣意書に対する答弁書が、1月20日に閣議決定されたことによります。

これら一連の変化は、資格証明書の発行は、事実上、医療を受ける権利を奪うことになっているとの認識が、地方においても国においても広がっていることの現れであり、具体的な措置が執られつつあることは、医療を受ける権利を保障する貴重な流れだと私は思います。

その点から見ましても、昨年4月以前の老人保健では、資格証明書の発行という仕組み自体がなかったものを、新たな後期高齢者医療制度ではその仕組みを導入したというのは明らかに逆行であって、この制度の持つ最も大きな害悪であると言わなければなりません。

全国保険医団体連合会がアンケート調査を実施したところ、昨年9月分の保険料滞納者が全国27都府県587自治体でおよそ17万人に上って、普通徴収者の約1割に及ぶことが明らかになりました。京都府保険医協会の調査でも、府内26市町村中回答のあった15市町村の昨年7月、8月、9月の平均で、3,800人が毎月保険料を支払うことができない深刻な状況にあり、回答を得られなかった自治体の数値も含めると、更にその人数は増えることとなります。

滞納者は、収入の低い人たちです。そういう方に対して資格証明書を発行したらどうなるでしょう。医者にかかれなくなります。全国保険医団体連合会も、命と健康を脅かす事態を引き起こすことは火を見るより明らかと警告をしています。

そこでお尋ね致します。

資格証明書の発行によって、事実上、高齢者が医療を受けなくなるという認識をお持ちでしょうか。

高齢者の場合、資格証明書の発行による医療抑制、重症化、死亡というケースの発生が容易に予想されます。原則として資格証明書は発行すべきではないと思いますが、いかがですか。

昨年8月の第2回定例会で、私の質問に対して山田副連合長は、1年間滞納していることをもって機械的に一律に発行するのではなく、できる限り保険料滞納者との接触を図り制度の趣旨を十分に説明するとともに、事情を十分聴取し、被保険者の状況に応じたきめ細かな相談を行うなど適切に対応していきたいと考えているが、その基準の検討については今後市町村とも十分協議を重ねるとともに、医療協議会のご意見も伺ったうえで進めたいとの答弁

をされておられます。

広域化した行政の下では、住民の状況を正確に把握することは極めて困難になりますから、十分な体制が必要です。どのように保険料を滞納している被保険者の実態を把握し、それを受けて資格証明書の交付の可否をどう客観的に判断をするのか。住民に最も近い行政である市町村自身が、被保険者宅を訪問して実情を把握し、そのうえで資格証明書に関する第三者機関へそれを正確に報告をして、第三者機関において議論され判断する、そういった流れが必要だと思います。

機械的な発行にならないために、広域連合として具体的にどんな手だてをとられるのか、お答えいただきたいと思います。

また、滞納している高齢者の実態を正確に把握したうえで、第三者機関による公正な判断を仰ぐ機会も設け万全を期すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、奥田議員の一般質問に連合長がお答えになられまして、共産党は老人保健のままでもよいと言うが、費用が増えていく部分について考えを示していないというふうにおっしゃっていました。

以前にも確か奥田議員の一般質問に対して、共産党の名前を出しておられたというふうに思いますけれども、連合長も何か一言言わんと気が収まらないかもしれませんが、前回も申し上げましたけれども、私どもは企業に対する税負担の問題であるとか、あるいは軍事費の問題、公共事業のあり方といったこと、そういった税金の使い方、集め方の両面での改革案を出しながらも国会でも議論をしておりますので、その点についてはよくご存じのところだろうと思います。そのあたりを議論する気はありませんので、この点については申し上げておきたいと思います。

それと、京都市の関係で、国保料から比べるとほとんど下がったということで、これも以前おっしゃっていたんですが、ただ家族全体で言いましたらやはり上がっている世帯もたくさんある。それと被用者保険の扶養の方については、これはみんな費用負担することになるわけですので。

それと、この制度の問題でいいますと、やっぱり2年に一度必ず保険料を上げざるを得ないという仕組みの問題と、結局それをてこにしながら医療抑制という方向を国が考えているというところに、最大の問題点があるというふうに私は思っておりますので、この点については京都市のこともおっしゃいましたので、一言申し上げておきたいと思います。

以上です。



副議長（岡本 勇君） 広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） せのお議員のご質問にお答えを致します。

私からは、この京都府からの補助金の問題でございます。

昨年、本当に何回も折衝を繰り返し、最後は山田知事さんと私どもとの間で最終的に決着をしていったわけでございますけれども、ご存じのように、京都府の財政というのも非常に厳しい財政になっております。たくさん出してほしいのはやまやまだし、向こうも出したいのはやまやまでしょうが、それはやっぱり財布というものがございますからなかなか難しい。

そういう折衝の中で、一般会計としましては当初1,000万円、それから特別会計については7,865万円、そして今日補正で提案を致しましたが更に900万ということで、合わせて9,765万という約1億に近いお金をこの広域連合の方に補助金として投入をしていただきました。

更にとすることは、もちろん我々は要望はしておりますけれども、しかし、おっしゃったように、保険料は平成20年、21年という2箇年でもって設定をされているということもございます。それを前提にして予算を組んでおりますし、その点でこの京都府の補助金についても20年の金額は絶対下回らんでくれということで、要望をつなげてまいりました結果が、平成20年度と同額という線でほぼ決着を見ております。

そんなことで、これからも京都府に対しては、特に広域連合でございます。広域連合を進めるのは京都府の役割でございます。連合長はわざわざ丹波の綾部から時間をかけて出てくるといふこと自体もこれまたおかしなことで、私は京都府が責任を持ってこの連合長を出すべきだといふふうな、そういう責任もきちっと議論すべきだといふことを私はもう再三、いろんな場で申し上げておりますけれども、いかんせん法律がそういうふうになっていませんから、都道府県の役割がもう一つ鮮明でないわけでございますけれども、そのかわり、先ほど言ったような金額を補助金として出すということもなっておるわけでございます。

これからも増額をもちろん要望していこうというふうに思っております。

それから、あとおっしゃったことはもうやりとりしてもあれですから、省略をさせていただきます。私は私なりに意見を持っておりますけれども。

そのほかの質問については、山田副連合長の方から答弁をさせていただきます。

副議長（岡本 勇君） 山田副連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 人間ドックの実施につきましては、多額の経費を要し、被保険者の皆さん方の保険料の増額につながることから、各市町村に実施の判断をゆだねているところでございます。

なお、人間ドックに対する助成事業につきましては、平成20年度の国庫補助の対象にもなっておりまして、府内で実施している市町村につきましては6市町村と聞いているところでございます。

それから次に、資格証明書についてでございますけれども、前回の議会でもお答えしましたとおり、特別の事情がある場合を除き、保険料を1年以上滞納している場合は交付する旨が法に規定をされておりまして、その交付の趣旨は、保険料を滞納している被保険者の方とできる限り接触を図る機会を確保することにあると考えております。

このため、保険料の納付期限から1年以上滞納している方につきましては、できる限り当該被保険者との接触を図り、事情を十分聴取し、きめ細やかな納付相談、納付指導を行うなど、被保険者の個別事情に配慮し実態に応じて適切に対応し、機械的に一律に交付することは考えておりません。

ただし、それでも納付相談に応じない、保険料を支払う能力があるにもかかわらず資力に見合った納付計画を示さない、納付計画に沿った納付を行わないといった場合は、きちんと納付をされている被保険者の方々のご負担と公平性の観点からも、国民皆保険を維持していくためにもやむを得ないものと考えているところでございます。

いずれに致しましても、実際に発行を検討する場合には、12月22日に開催しました後期高齢者医療協議会において頂戴致しましたご意見も参考にしながら、保険料の収納を行う市町村とも十分連携を図り、慎重に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

副議長（岡本 勇君） 以上で質疑を終結致します。

本件につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論については終結致します。

それでは、議案第4号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第5号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

せのお議員。

〔1番 せのお直樹君登壇〕

1番（せのお直樹君） 京都市のせのおです。

議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、簡単に質問をさせていただきます。

本議案は、国家公務員の勤務時間改定に準じ、広域連合職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に、休憩時間を45分から1時間に改定するものです。

国家公務員の勤務時間の短縮は、完全週休二日制導入の1992年以来、労働時間の短縮は公務リストラの中で、公務員にも超過勤務が増大をして健康破壊が広がる中で当然の内容であり、今回それに準じた措置を採られる点については賛成です。

そのうえでの質問なんですが、本医療制度は様々な問題を抱えております。また、その内

容についても国民の声もあって変化もしてきている。日ごろから現場の職員の皆さんは、大変だろうと心配をしているところです。

他の広域連合の事務局の方では、過重負担に伴うメンタルヘルスの問題なんかも多発しているところがあるというふうに聞き及んでおります。京都府広域連合においては、病気休業や退職などの問題は発生していないのでしょうか。

また、超過勤務の状況はどうなっているのかお答えください。

今回、勤務時間が短縮されるわけですから、それに伴った職員の増員も必要と思われませんが、体制についてはどのように整えていかれるのか、その点についてお答えいただきたいと思えます。

以上です。

副議長（岡本 勇君） 山田副広域連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） せのお議員のご質問にお答えします。

20年4月の本制度の発足時に、事務局の職員定数を18名から22名に増員を図ったところでございますけれども、保険料の年金天引きに関する問い合わせへの対応、被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減、政府決定による低所得者を対象とした保険料の軽減、給付業務分における標準システムの不具合対応など、当初想定しなかった業務が生じたことによりまして、職員の超過勤務の増加を見たところでございます。

現在では、問い合わせ等への対応につきましては落ち着いてきておりまして、保険料軽減への対応も区切りがついておりますけれども、給付業務につきましては標準システムの改修の遅れ等もあり、臨時職員の増員により職員の負担の軽減を図っておるところでございます。

なお、本広域連合においては、メンタルヘルス等お尋ねのような事例は生じておりません。

平成21年度の体制につきましては、各市町村の現下の厳しい行財政状況を考慮すると、これ以上の増員を図ることは困難であります。したがって、現体制の下効率的な業務執行に努め、状況に応じまして臨時職員の増員により対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（岡本 勇君） 以上で質疑を終結致します。

本件につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論については終結致します。それでは、議案第6号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

#### 議案第8号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結致します。

それでは、議案第8号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

承認第1号の質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）を表決に付します。

本件について、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

副議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、本件は承認されました。

請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第16、請願第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての請願書を議題と致します。

請願書についての紹介議員からの説明を求めます。

平田議員。

〔7番 平田研一君登壇〕

7番（平田研一君） 宇治市議会の平田研一でございます。

ただいまご案内がありました請願第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての請願書が、京都府保険医協会理事長、関浩氏から本議会へ提出されております。紹介議員の奥田登議員、曾我千代子議員、米澤修司議員、せのお直樹議員、森川信隆議員、平田研一と6名を代表して、私、平田研一が請願の趣旨説明を行います。

子供の無保険問題は、昨年末の国民健康保険法改正で急速に道が開けました。しかしながら、本年7月には新たに無保険の後期高齢者問題が生ずるおそれがあります。

子供の無保険問題で明らかになったように、資格証明書交付は保険料徴収率向上には役立たず、受診権を侵害するだけの仕組みになっています。

被保険者にとって、保険証の返還とは受療権のはく奪にほかなりません。特に75歳以上の高齢者にとっては、医療にかからなくなることは即生命の危機に直結します。

資格証交付については、極めて慎重に行うべきであり、原則交付しないとの強い姿勢と決意が保険者に求められていると同時に、地方自治体の責務であると考えています。

旧老人保健制度では、老人に資格証明書が交付されておらず、今の制度になって資格証明書交付が導入されました。

なお、政府・与党は、資格証明書の運用について、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用するとしており、それ以外の方には従前どおりの運用とし、その方針を徹底するとの指針を出しています。その指針で言う「従前」とは国民健康保険であり、昨年9月15日現在、府内では4,113世帯に資格証明書が交付されたと聞いております。

制度や運用の仕組みが変わらない限り、間違いなく無保険の後期高齢者が出ることが予測されます。

よって、次の2点の趣旨を踏まえた決議を上げていただくことを求める請願でございます。

1、京都府における後期高齢者医療制度の被保険者に対しては、原則として資格証明書を交付しないこと。

2、故意に保険料を支払わない者などいわゆる悪質滞納者への対応については、現在の京都府後期高齢者医療協議会を活用する等、外部委員を含めた資格証明書交付審査会等を設置し、資格証明書交付の判断を厳格化すること。

以上、請願の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。  
副議長（岡本 勇君） 本件につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結致します。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

せのお議員。

〔1番 せのお直樹君登壇〕

1番（せのお直樹君） 京都市のせのおです。

私は、本請願を採択すべしと考えておりますので、賛成討論を致します。

本請願は、京都府保険医協会の理事長から提出されているものです。

京都府保険医協会は、府内で診療に従事する医師の団体で、現在会員数は2,700名余り、開業医のほとんどの方が加入をしておられます。患者も医療関係者もともに喜び合える医療の実現をと活動されており、日々患者と向き合い、医療現場の実態について最もよく知っておられる方々の団体です。

保険医協会は、資格証明書に係って平成19年12月の第1回定例会には、後期高齢者の受療権を守るための制度改善を求める請願書を、平成20年8月の第2回定例会には、資格証明書の取り扱いに関する陳情書を提出されており、今回で3度目です。資格証明書の発行に関していかに大きな関心を持っておられるのかがよくわかります。

開業医の皆さんのところでは、多くの高齢者が治療を受けておられます。患者の多くは、長年のお付き合いになっています。医師と患者との信頼関係は、治療効果を上げる点からも大変重要です。時には患者さんの生活にも思いをはせながら治療されていることでしょう。介護認定においては、主治医の意見書をつけることになっているのは、かかりつけの医師がよく患者の様子を知っているからです。

資格証明書を持って来られた高齢者に、1割負担ではなく全額支払ってくださいと言えるでしょうか。今まで来院されていた患者が来られなくなったとき、医師はどんな気持ちになるでしょうか。その苦悩は想像にかたくありません。

資格証明書の発行は、患者の医療を受ける権利を奪うとともに、患者を治療する医師にその役割を果たせなくするものです。原則として資格証明書を交付しないことという内容は、道理のあるものです。

後期高齢者医療は、昨年7月から保険料の徴収が始まり、今年の6月で丁度1年です。7月時点でどういう措置が執られるのか、広域連合の対応と議会での議論の成り行きが注目をされています。

議会として、関係者の願いにしっかりとこたえて請願を採択すべきであることを申し上げて、賛成討論と致します。

以上です。

副議長（岡本 勇君） 以上で討論を終結致します。

それでは、請願第1号 後期高齢者医療制度被保険者への資格証明書交付についての請願書を表決に付します。

本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。



〔挙手少数〕

副議長（岡本 勇君） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択となりました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

副議長（岡本 勇君） 日程第17、発議第1号 後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議を議題と致します。

決議案について、提案議員からの説明を求めます。

奥田議員。

〔25番 奥田 登君登壇〕

25番（奥田 登君） 精華町の奥田です。

朗読をもってご提案申し上げます。

発議第1号 後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議について。

後期高齢者医療制度における資格証明書の運用に関する決議について別紙のとおり提出する。

平成21年2月13日提出。

提出者、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、奥田 登。

後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関する決議（案）。

提案理由。

後期高齢者医療制度制定に伴い、75歳以上の高齢者に対しての資格証明書交付が制度化された。

従来の老人保健制度では、公費負担医療対象者と同様に、資格証明書交付は除外されていたことから、180度の方針転換になっている。

国民健康保険制度の中での資格証明書交付は「保険料収納率の向上」を主目的に導入された。

しかし、結果は資格証明書交付世帯数は増加しても、「滞納世帯数割合」は減少せず、むしろ増加している。このことは、資格証明書発行が収納率向上に役立っていないことを示している。一方、資格証明書を発行された被保険者の受診率は一般被保険者に比べて ここ

に約を抜かしました 約200分の1（平成17年・全国保険医団体連合会調査）となっており、同証発行は明らかに受療権を侵害している。

更に、後期高齢者医療制度の保険料算定方式は、たとえ無所得であっても、保険料を支払わなければならない「応益割」がある。所得のない高齢者に「個人の責任で保険料を支払え」とする仕組み自体に無理がある。そのうえ、払えない高齢者へ資格証明書を交付するならば、極めて憂慮すべき結果が予想される。

よって次のことを決議する。

一、京都府における後期高齢者医療制度の被保険者に対しては、原則として資格証明書を交付しないこと。

二、故意に保険料を支払わない者などいわゆる「悪質滞納者」への対応については、現在の「京都府後期高齢者医療協議会」を活用する等、外部委員も含めた「資格証明書交付審査会」等を設置し、資格証明書交付の判断を厳格化すること。

平成21年2月13日。

京都府後期高齢者医療広域連合議会。

ご審議のうえ、可決賜りますようお願い致します。

副議長（岡本 勇君） 本件につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結致します。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

糸井議員。

〔28番 糸井満雄君登壇〕

28番（糸井満雄君） 与謝野町の糸井でございます。

私は、後期高齢者医療制度における資格証明書運用に関するただいまの決議に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

資格証明書を交付する趣旨は、先ほどの質問の中で山田副連合長から広域連合としての考え方が示されましたけれども、保険料の徴収を担う市町村が滞納被保険者と接触する機会を確保することによって、保険料納付の促進を図ることにあるものと私も理解をしております。

保険料は、後期高齢者医療制度の安定的な運営を継続していくための基本となるものであり、被保険者の皆様方が安心して医療を受けるために必要な大切な財源であります。また、滞納が増えますと、保険料を誠実にお支払いいただいている被保険者の方々の保険料にも影

響を与えかねません。

もちろん資格証明書を交付されますと、医療機関の窓口で一たん全額を支払う必要が生じますので、その運用は極めて慎重にされる必要があろうかと思っております。しかしながら、医療保険の仕組みでは、負担能力に応じて保険料を納めていただくことが基本であります。また、低所得の方々に対しましては、軽減措置もあるところでございます。

保険料を支払う資力が十分あるにもかかわらず納付しない、納付相談にも応じないといったように、特別な理由もなく滞納しているような場合には、まじめに保険料を納めていただいている方との公平性という点からも、資格証明書の交付はやむを得ないものであろうかと考えているところでございます。

更に、資格証明書の交付については、高齢者の医療の確保に関する法律に定められております。仮に交付をしないというような扱いが本当に必要であれば、それは法律で定めるべきことでありまして、個々の広域連合が法の定めを超えて交付しないというような扱いをすること、またそれを求めることは妥当でないと思っております。

外部委員による審査会等の設置につきましても、被保険者に対し各市町村においてできる限りの接触を図り、滞納に至った事情を十分に聴取することにより、滞納者の現時点における生活状況を把握ができます。

したがいまして、滞納被保険者の生活実態等に応じた対応が十分に可能であると考えておりますので、あえて設置する必要はないかと存じます。

悪質な滞納者に対しての毅然とした対応をとることができるようにするためにも、資格証明書を発行しない迅速な対応がとりにくくなるような審査会を設けるといような趣旨の決議には、賛同することは到底できるものではありません。

以上をもちまして、本決議案に反対の立場からの討論と致します。

よろしく申し上げます。

副議長（岡本 勇君） 曾我議員。

〔 18番 曾我千代子君登壇 〕

18番（曾我千代子君） 決議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、医療難民として無保険の子供が社会問題になっています。親が滞納することによる被害者ですが、今度は年金が少なくて支払えない高齢者が医療難民にされようとしています。そんな高齢者を作らないようにするには、資格証明書の発行を慎重にすることでしか救えないと思います。

決して取らなくてもいいという話ではないですよ。でも私、今自分のところの市町村を見ておりましたが、なかなかそれがうまく運営できているとは思えないんです。相談に来なかったら、それこそもう保険がぼんとなくなってしまうので、だからそういうことで言うと、慎重のうえにも慎重にするというのは、私はやっぱりこれは基本的人権を守る意味でも大変重要だというふうに思っています。

今、日本の皆保険制度を守れるかどうかは、まずはこの後期高齢者医療広域連合議会にかかっているとんでも過言ではないというふうに思っています。

どうか皆様方のご理解の下、この決議に多くの方がご賛同して下さいますようお願いを致しまして、私の賛成討論と致します。

副議長（岡本 勇君） 以上で討論を終結致します。

それでは、発議第1号 後期高齢者医療制度における資格証明書の運用に関する決議を表決に付します。

本件について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

副議長（岡本 勇君） 挙手少数であります。

よって、本件は否決されました。

#### 閉会の宣告

副議長（岡本 勇君） お諮り致します。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を副議長に委任願いたいと思います。

ご異議はありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを副議長に委任することに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議はすべて終了致しました。

それでは、これもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を閉会致します。

大変ご苦労さんでございました。

閉会 午後3時54分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年3月13日

副 議 長           岡 本           勇

署 名 議 員       上 田       正 雄

署 名 議 員       籠 島       孝 幸